

杉並区いじめ問題対策委員会条例

平成29年 6 月 16 日

条例第20号

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）

第 14 条第 3 項の規定に基づき、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ 児童生徒（区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。以下同じ。）に対して、当該児童生徒が在籍する区立学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 区立学校 杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校をいう。

(所掌事項)

第 3 条 対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関して必要な事項の調査審議を行うものとする。

2 対策委員会は、区立学校において発生した法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査その他の当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に関して必要な事項の調査審議を行うものとする。

3 対策委員会は、前 2 項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 対策委員会は、法律、医療、心理、福祉等の分野に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する委員 7 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 対策委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 対策委員会は、会長が招集する。

2 対策委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 対策委員会の会議は、公開とする。ただし、対策委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 対策委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、対策委員会が会議の中立性及び公正性が損なわれるおそれがあると認めるときは、出席することができない。

(委員による調査手続)

第9条 対策委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第3条第2項に規定する調査をさせることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日（平成29年6月16日）から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 杉並区青少年問題協議会条例（昭和30年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 協議会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会としての機能を果たすものとする。